

都道府県による食品の自主回収報告制度の整理

※出展：都道府県のホームページ

参考資料2

作成者：消費者委員会事務局

	群馬県	東京都	愛知県	青森県
自主回収報告を義務化している自治体		●	●	
制度の趣旨	「食品事業者による情報提供の支援」及び「県民が回収情報を収集しやすい環境の整備」により、早期回収の促進と健康被害の未然防止を図ります。さらに、積極的な情報提供を行うことで、消費者の食品製造事業者等に対する信頼感が高まり、食品に対する安心が得られる効果も期待できます。	食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、都が自主回収情報を都民の皆さんに広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、未然防止の観点から都民の皆さんへの周知が必要な情報を都が可能な限り把握し、その内容を正確かつ迅速に提供するシステムとして本制度を創設しました。	食品等による食品衛生上の危害の発生又は拡大を防止するためには、営業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することは営業者の責務として必要なことですが、報告していただくことにより、行政が営業者による自主回収の情報を迅速、かつ、的確に把握し、自主回収に関する適切な指導等を行い、営業者と行政とが一体となり、回収を早急に実施する仕組みを導入したものです。	
対象となる食品等の範囲	<ul style="list-style-type: none"> すべての飲食物(医薬品・医薬部外品を除く) 食品添加物 器具(例：食器、箸等) 食品の容器包装(例：ビン、缶等) 	<ul style="list-style-type: none"> 食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) 食品添加物(食衛法第4条2項の規定) 器具(食衛法第4条4項の規定) 食品の容器包装(食衛法第4条5項の規定) <p>※「乳児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品(法第4条第1項の規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品は含まれない)) 添加物(法第4条第2項の規定) 器具(法第4条第4項の規定) 食品の容器包装(法第4条5項の規定) おもちゃ(法第62条1項の規定) 	
特定事業者(誰に報告を求めるか)	<ul style="list-style-type: none"> 県内の食品関係事業者(食品等の製造、輸入、加工又は販売を業とする法人その他の団体または個人) <p>※農業者、農業協同組合等についても、食品等の販売等を反復継続して(業として)行っている場合は該当。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品等の製造者、輸入車及び加工者 製造者固有記号に係る販売者 商品に自社(自店)名を冠する販売者 農林水産物の生産者及び生産者団体のいずれかに当てはまるもので、都内に「事業所、事務所、その他事業に係る施設あるいは場所」を有する事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 営業者(営業を営む人又は法人) <p>※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。</p> <p>かつ、食品等を製造又は加工した施設若しくは輸入届出を行った事務所を愛知県内に設置している者</p>	
報告が義務づけられる回収事由	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法に違反もしくはそのおそれがあり、その内容が健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品等を自主回収する場合。 その他、健康への悪影響を未然に防止する観点から自主回収を行う場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法に違反する食品等の自主回収 健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収 <p>(例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の区域内に流通していないことが明らかな場合 都民に販売されていないことが明らかな場合 	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法に違反する食品等の自主回収 食品衛生上の健康被害を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等の自主回収 	
公表場所	群馬県食品安全情報センターのホームページ モバイル版「ぐんまの食品安全情報」	東京都食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」	愛知県のホームページ	
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ア 回収製品名 イ 包装形態、ロット、期限表示、製造者等 ウ 事業者名等 エ 回収開始年月日 オ 回収理由 カ 想定される健康面への影響 キ 問合せ先 ク 回収方法 ケ 情報掲載年月日 コ 管轄自治体名 サ 備考 	<ul style="list-style-type: none"> ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(商品名、原産国、期限表示、ロット等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先 キ 備考 	<ul style="list-style-type: none"> ア 回収された食品等の商品名 イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 回収着手年月日 エ 製造事業所の名称及び所在地 オ 報告事由 カ 回収方法及び問合せ先 キ 想定される食品衛生上の危害 コ 担当所属部署および氏名 	
掲載期間	原則として、回収開始日から3か月間。 ただし、 ①賞味期限から1か月経過したもの ②消費期限から1週間を経過したもの ③食品等の回収終了が確認されたものについては、削除する。	<ul style="list-style-type: none"> 自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日から、自主回収終了報告書を保健所等が受理した日から起算して2週間経過後まで公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主回収着手報告書を受理した翌々日までに公表。 公表日を含め原則2週間。ただし、回収期間を2週間以上設定している場合は、延長して掲載。 	
回収終了報告書の記載項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主回収対象製品の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量(複数のロットがある場合は、ロットごとの数量) 4 再発防止のために講じた措置等 5 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び処分を行う予定時期 6 担当者所属部署及び担当者名 	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 5 処分等を行う予定時期 6 担当者名、担当部署及び連絡先 	<ol style="list-style-type: none"> 1 回収された食品等の商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収された食品等の保管場所及び廃棄等の方法 5 廃棄等を行う予定時期 6 担当所属部署及び氏名 	
回収終了後の措置	保健所等が廃棄処分に立ち会う等して、措置の確認を行う。	保健所等が廃棄処分に立ち会う等して、措置の確認を行う。	保健所等が立ち会う等して、措置の確認を行う。	
出典	http://www.pref.gunma.jp/05/d6210119.html	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jisyukaisyu/index.html	http://www.pref.aichi.jp/0000052605.html http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000052/52605/setumeisiryou.pdf	

「府県による食品の自
 ※出展：都道府県のホー

	岩手県	宮城県	秋田県	茨城県	埼玉県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●		●	
制度の趣旨	特定事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。			事業者が食品等の自主回収に着手した場合に知事への報告を求め、報告された情報を報道機関への資料提供や県のホームページへの掲載により公表することで、回収を促進し、回収品を県民が知らずに飲食することを防ぐことにつなげます。	
対象となる食品等の範囲	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)ただし、条例では、その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・食品等に係る容器包装		・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」に含まれません。	
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・農林漁業者の組織する団体 ・商品に自社(自店)名等を冠する(プライベートブランド商品)販売者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・消費者に食品として販売するため、農林漁業者との契約により栽培した農林水産物を当該農林漁業者から直接購入した販売者 かつ、 ・県の区域内に事務所若しくは事業所又は食品等を製造し、輸入し、加工し、若しくは販売するための施設を有するもの	・営業者		・食品安全基本法に規定する「食品関連事業者」: 農林漁業の生産資材、食品若しくは添加物または器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者 かつ ・県内に事務所その他の施設又は場所を有するもの ※場所とは、農林漁業の事業活動を行う田畑や、漁場等を含む	
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法の規定に違反する食品等(ただし、表示違反については、①消費期限または賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ報告の対象) ・県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、報告が必要と認められる食品等として規則で定めるもの (適用除外) ・購入した消費者をすべて特定でき、かつ、当該消費者に当該自主的な回収に関する情報を伝達することができる場合 ・県民に販売されていないことが明らかな場合 ・自ら製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において他の者を経ることなく直接販売した場合	・消費者の健康被害が発生し、又はそのおそれがある食品等		・食品衛生法の規定に違反する食品等である場合(消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反する場合は除く) ・健康への悪影響を未然に防止する観点から報告が必要と認められる食品等	
公表場所	岩手県のホームページ	宮城県のホームページ		・茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室のホームページ「いばらき食の安全情報Web Site」 ・報道機関への資料提供	
公表内容	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量(出荷、販売先リスト等) エ 回収に着手した年月日 オ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法及び問い合わせ先等 ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名 (※報告書への記載項目)	ア 自主回収対象食品の名称又は商品名 イ 自主回収対象食品を特定する情報(形態、容量、期限等の表示、製造番号等) ウ 自主回収対象食品の出荷(販売)年月日、出荷(販売)先及びその数量 エ 自主回収開始年月日 オ 製造、販売等が行われた営業所所在地及び名称 カ 自主回収の理由 キ 想定される健康への影響の有無とその内容 ク 自主回収の方法 ケ 自主回収情報の周知方法及びその内容(他自治体での公表の可否を含む) コ 問い合わせ先 サ その他 (※報告書への記載項目)		ア 回収する食品等の名称及び商品名 イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 回収に至った原因 キ 回収の方法等 ク 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 ケ 食品の生産地又は食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地 コ 担当者所属部署および担当者氏名	
掲載期間	・自主回収着手報告書を受理したのち、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理したのち、自主回収が終了した旨の情報を1ヵ月間掲載。	・原則として、1ヶ月間掲載。		・自主回収着手報告書を保健所が受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所が受理した日から14日間掲載。	
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 自主回収対象食品等の名称及び商品名 2 自主回収開始年月日 3 自主回収終了年月日 4 自主回収数量 5 自主回収した食品等の措置 6 再発防止策の内容		1 回収を終了した食品等の名称及び商品名 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当部署及び担当者氏名	
回収終了後の措置	保健所等が立ち会う等して確認を行う。			保健所が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。	
出典	http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=29825&ik=0&pnp=14			http://www.shoku.pref.ibaraki.jp/anshin-suish-in-jorei/index.html#iishukaishu	

「府県による食品の自
 ※出展：都道府県のホー

	千葉県	神奈川県	新潟県	福井県	山梨県
自主回収報告を義務化している自治体	(食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業)	●			●
制度の趣旨	県が、食品関連事業者が行う消費者への自主回収に関する情報提供について、県ホームページを活用した支援を行い、食品等の安全・安心の確保のために食品関連事業者の自主的活動の促進を図ることを目的として定めるものである。	食品の安全性を確保することで県民の健康を保護することを果たすための仕組みとして創設したものです。			県が自主回収の情報を的確に把握し、県民に対してその情報を適切に提供することで、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止を図るとともに、食品の安全性に対する県民の信頼感をより一層高めたいと考えています。
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品(法第4条第1項規定)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(法第4条第2項規定) ・器具(法第4条第4項規定) ・容器包装(法第4条第5項規定) なお、乳幼児用おもちゃは、本制度の「食品等」の含まれません。			・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項) 「乳幼児用おもちゃ」については、飲食の目的で摂取するものではないため、条例に基づく自主回収報告制度の対象としていません。
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・県内に流通している食品等を取り扱う食品関連事業者(肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品等の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材又は食品等の生産、輸入又は販売その他事業活動を行う事業者)	県内に事務所または事業所を有し、かつ ・食品等の生産者、製造者、加工者、輸入者及びその組織する団体 ・製造者の製造所固有記号を当該製造者と連名で消費者庁長官に届け出た販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者のいずれかに該当する者			食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行う者であって、県内に事務所、事業所その他その事業を行うための施設を有するもの
報告が義務づけられる回収事由	・義務なし(事業対象：食品関連事業者が自主回収を行うもの) ※次の内容による自主回収の場合は、厚生労働省へ報告する ①アレルギー物質に関する不適正表示 ②健康被害が拡大する恐れがある場合	・生産、製造、輸入、加工又は販売のいずれかの行程において食品衛生法の規定に違反する事実があると思料する(考える)食品等の自主回収 (例外) ・回収品が県内に流通していないことが明らかである場合 ・県民に販売されていないことが明らかである場合 ・食品衛生法の規定に違反する事実があると思料されるが、それが、消費期限または賞味期限に係る表示、特定原材料に係る表示、保存方法に係る表示以外の表示の基準のみに違反すると思料される場合			・食品衛生法の規定に違反する食品等を製造し、輸入し、加工し、又は販売したことを自ら発見し、自ら回収する場合 ただし、表示基準違反については、①消費期限の表示違反、②賞味期限の表示違反、③特定原材料(アレルギー物質)の表示違反、④保存の方法の表示違反のみ報告の対象 ・様々な状況から食品衛生法に違反しているおそれがあることを自ら発見し、人の健康への悪影響を未然に防止するために自ら回収する場合 (適用除外) ・消費者に販売されていないことが明らかなる場合 ・自主回収に着手した食品等の販売の相手方の全てを特定し、かつ、当該相手方の全てに対し、当該食品等の自主回収に着手したことについて、直ちに知らせることができる場合 ・県内に流通していないことが明らかなる場合
公表場所	千葉県のホームページ「食の安全・安心電子館」	・神奈川県ホームページ ・県保健福祉事務所の窓口			山梨県のホームページ
公表内容	ア 自主回収着手報告書の受理年月日 イ 食品等の名称等(自主回収対象食品等の商品名及び商品名を特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 健康への影響 オ 届出事業者名及び所在地 カ 問い合わせ先 キ 返品方法	ア 特定事業者の住所、氏名 イ 回収の対象となる食品等の名称及び商品名 ウ その他回収の対象となる食品等を特定するために必要な事項(会場、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号、表示事項、製品の包装の写真等) エ 回収に着手した年月日 オ 回収の理由 カ 摂取し、又は使用することにより想定される健康への影響 キ 回収の方法(返品方法) ク 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先)			ア 着手報告書受理年月日 イ 食品等の商品名(自主回収対象食品等の商品名及び商品名を特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法 キ 問い合わせ先 ク その他公表が必要と認められる事項(適宜判断)
掲載期間	・自主回収着手報告書の受理後掲載。 ・自主回収終了報告書の受理後、14日後に削除。	・食品等自主回収着手報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した後、速やかに掲載。 ・食品等自主回収終了報告書を県保健福祉事務所(市保健所等)が受理した日から14日を経過した日(その日が閉庁日の場合は直近の開庁日)まで掲載。			・自主回収着手報告書を受理した後、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理した後、自主回収が終了した旨の情報を1か月間掲載した後に削除。
回収終了報告書の記載項目	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名	1 回収した食品等の名称及び商品名 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分の方法及び時期 6 回収についての問い合わせ先(消費者からの問い合わせ先)			1 回収した食品等の商品名(名称) 2 回収を終了した年月日 3 回収した食品等の数量 4 回収するに至った経緯(回収する理由が生じた原因等) 5 再発防止のために講じた措置 6 回収した食品等の保管場所 7 処分等の方法 8 処分等を行う予定時期 9 連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)及び氏名
回収終了後の措置		県保健福祉事務所(市保健所等)が必要に応じて廃棄に立ち会う等、処分の確認を行う。			・処理状況の確認 ・再発防止の指導
出典	http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/kaishuu/index.html	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7273/p19097.html			http://www.pref.yamanashi.jp/shokuportal/shokuhiniigyo/kaishuhokoku.html

「府県による食品の自」
※出展：都道府県のホー

	長野県	岐阜県	静岡県	三重県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	●
制度の趣旨	条例で定める食品関連事業者が健康への悪影響の未然防止や拡大防止の観点から行う自主回収について、その着手時及び終了時の知事への報告を義務化し、その内容を県民に提供することで、県民の健康被害の未然防止及び拡大防止を図り、県内に流通する食品等の安全性を高めるとともに、食品等と食品関連事業者に対する県民の信頼感がより高まることを目指すものです。	食品の安全を確保するためには、行政による監視指導のみならず、事業者が自主的かつ速やかに違反食品等を市場から排除することが必要です。自主回収の着手について情報提供いただくことにより、事業者による自主回収の情報を的確に把握し、県民に対して適切に情報提供することで回収の実効性を高め、合わせて食品関係事業者と県民間の信頼感を高めることができるものと考えます。		食品による健康への悪影響を未然に防止するためには、行政による監視指導だけでなく、事業者が自主的に違反食品等の排除に取り組むとともに、県が自主回収情報を県民に広く周知することにより、回収が促進される仕組みが必要です。このため、健康への悪影響の未然防止の観点から、県民への周知が必要な情報を県が可能な限り把握し、その内容を正確、迅速に提供するため、「自主回収の報告」の仕組みがつけられました。
対象となる食品等の範囲	・食品(食品衛生法第4条第1項等)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。))とその原料又は材料として使用される農林水産物 ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・食品の原材料として使用される農林水産物	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・おもちゃ	・食品(食品衛生法第4条第1項)(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項) ・食品の原料又は材料として使用される農林水産物 ※「乳幼児用おもちゃ」は「食品等」には含まれません。
特定事業者(誰に報告を求めるか)	・農林水産物の生産・採取・販売者及びその団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド等) ・その他対象となる食品関連事業者(量販店等) のいずれかに当てはまり、かつ、 ・県内に本社又は生産等拠点(支社、営業所、出張所、連絡事務所、製造施設、小売店舗、卸売拠点、倉庫、ほ場(耕作地)、養殖場等)がある者	・食品等 ・肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材 これらを生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者であって、 県内に事業所、事務所、施設又は場所を有する方		・農林水産物の生産者、生産者団体 ・食品等の製造者、輸入者、加工者 ・製造者固有記号にかかる販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者のいずれかに当てはまる者 かつ、 ・県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設または場所を有するもの (例外) 自ら生産、採取、製造、輸入、加工した食品等を、卸売を行うことなく、その施設または場所において、対面販売等により直接販売する事業者
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法又は違反が疑われるものを回収する場合(表示違反については、①消費期限又は賞味期限の表示違反、②特定原材料(アレルギー)の表示違反、③保存の方法の表示違反のみ) ・食品衛生法違反等に準ずる場合として、回収する場合 (適用除外) ・回収に着手した食品等の販売先が特定され、直ちに連絡できる場合 ・回収に着手した食品等が県民に販売されていないことが明らかな場合	・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(第19条(表示基準)に違反している場合であっても、健康被害につながらないと考えられる場合(製造所の住所表記の誤りなど)は、情報提供の対象から除外) ・人への健康への被害の拡大防止の観点から情報提供が必要と考えられる食品等		・食品衛生法に違反する食品等を自主回収する場合(①消費期限・賞味期限の表示基準違反、②アレルギー表示基準違反、③保存方法の表示基準違反、以外の表示基準違反を除く) ・健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等を自主回収する場合
公表場所	長野県のホームページ	・岐阜県のホームページ ・食品関連事業者を対象に、県庁からEメールで直接、食品の回収情報などを「食品緊急情報メール」として配信		三重県のホームページ「食の安全・安心ひろば」
公表内容	ア 回収する食品等の名称(商品名) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、製造者等の表示の内容等) ウ 自主回収の報告をした事業者及びその所在地 エ 回収の理由 オ 回収する食品等を摂取し、又は使用した場合に想定される健康への影響 カ 回収に着手した年月日 キ 問い合わせ先 ク 回収の方法 ケ 管轄自治体 コ 当該品を食べることによる健康被害の程度(A,B,Cの3段階で情報提供)	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定するための情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 着手報告受理年月日 エ 自主回収の理由 オ 想定される健康への影響 カ 届出事業者及び所在地 キ 問合せ先		ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(包装形態、内容量、賞味期限・消費期限、ロット番号、表示事項等) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 回収方法 カ 問い合わせ先 キ 着手報告受理年月日 ク 特定事業者名及び所在地
掲載期間	・自主回収着手報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日から公表開始。 ・自主回収終了報告書を保健福祉事務所(保健所)が受理した日又はその翌日に公表終了。※ただし、公表終了日が県の休日の場合は、その翌開庁日。	・自主的な回収への着手について、情報提供を受けたら、速やかに公表。 ・自主的な回収の終了についての情報提供を受け、その内容が確認できた時点で速やかに削除。		・自主回収着手報告書を保健所等が受理した翌日に掲載。 ・自主回収終了報告書を保健所等が受理した翌日から起算して1週間経過後まで掲載。
回収終了報告書の記載項目	1 回収した食品等の名称(商品名) 2 回収を終了した期日 3 回収した食品等の数量 4 回収した食品等の保管場所 5 回収した食品等の処分等の方法及び予定期日 6 再発防止のために講ずることとした措置 7 問い合わせ先(連絡担当者の所属部署(名称及び所在地)、担当者) 8 備考(自主回収着手報告書の提出後に新たに判明した回収に至った原因、その他健康被害の発生の有無等を記載)	1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 処分等を行う予定時期 8 担当者所属部署及び担当者名		1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び時期 7 担当者所属部署及び担当者名 8 備考
回収終了後の措置				処分の方法等について保健所等が確認を行う。
出典	http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhi/jourei/syoku/jisyukaisyu.htm	http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/shoku-jishu-kaishu		http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/jourei/index.htm

府県による食品の自
 ※出展：都道府県のホー

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	鳥取県	島根県	広島県
自主回収報告を義務化している自治体	●	●	●	●		●	●
制度の趣旨			事業者が自主的に違反食品等の回収を行うことを保健所に報告させ、その回収情報を府が府民に提供することにより、不眠と事業者との信頼感がより高まることを期待しています。			営業者が食品等の自主回収に着手した場合、その旨を県に報告し、県はその情報を把握したうえで営業者に対する必要な指導、関係する自治体への情報提供、県民への公表を行うことにより、回収を促進し、危害の発生を未然防止を図ることを目的とする。	
対象となる食品等の範囲			・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く) ・食品添加物(食品衛生法第4条第2項の規定) ・器具(食品衛生法第4条第4項の規定) ・食品の容器包装(食品衛生法第4条第5項の規定)			・食品(食品衛生法第4条第1項) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)	・食品 ・添加物 ・器具 ・容器包装 ・乳幼児用おもちゃ
特定事業者(誰に報告を求めらるか)			・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る販売者 ・商品に自社(自店)名を冠する(プライベートブランド商品)販売者 ・農林水産物の生産者及びその団体のいずれかに当てはまり、かつ、 ・府内に事業所または事務所を有するもの (適用しない業態) 自ら生産し、または輸入した食品等を、卸売を行うことなく、その施設又は場所において対面販売等により直接府民に販売する事業者			県内に事業所(製造所、加工所、営業所等)を有し、製造、加工、輸入、販売を行う者であり、出荷先又は販売先が県外に及ぶものを含む。 (対象外) 製造・加工した食品等を他者に卸売りをせずに同一施設の店頭で販売する業態	営業者(営業を営む人又は法人) ※営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。
報告が義務づけられる回収事由			・食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等の自主回収 (例外) ・府の区域内に流通していないことが明らかな場合 ・府民に販売されていないことが明らかな場合			・食品衛生法に違反するもの(表示違反は、特定原材料表示の欠落、期限表示の誤表示、保存温度の誤表示など健康への悪影響が懸念される表示違反が報告の対象) ・健康への悪影響が想定されるもの	・食品衛生法に違反するもの ・健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの
公表場所			大阪府のホームページ			島根県のホームページ「食の安全安心情報」	広島県のホームページ
公表内容			ア 着手報告受理年月日 イ 食品名等(自主回収対象食品等の商品名及び商品特定するための情報) ウ 自主回収の理由 エ 想定される健康への影響 オ 特定事業者名及びその所在地 カ 回収方法及び問合せ先			ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限又は賞味期限、ロット番号等) ウ 回収を開始した年月日 エ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 オ 回収の理由 カ 回収に至った原因 キ 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問い合わせ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ク 想定される健康への影響 ケ 担当者所属部署及び担当者名	ア 回収する食品等の商品名(名称) イ 回収する食品等を特定する情報(形態、容量、消費期限、賞味期限、製造番号、表示事項等) ウ 食品等の出荷(販売)年月日、出荷先(販売店)及びその数量 エ 回収を開始した年月日 オ 製造等が行われた事業所の名称及び所在地 カ 回収の理由 キ 回収に至った原因 ク 回収方法(回収方法、回収情報の周知方法、問合せ先、回収品の保管場所、回収終了予定等) ケ 想定される健康への影響 コ 担当者所属部署及び担当者名・連絡先 サ 備考 (※報告書への記載項目)
掲載期間			・自主回収着手報告書を受理したら、速やかに掲載。 ・自主回収終了報告書を受理したら、速やかに削除。			・営業車の同意が得られた場合は、自主回収情報についてホームページにて公表することができる。 ・公表は、自主回収終了報告書が提出されるまでの期間とする。	自主回収終了報告を提出していただき、内容を確認してから、終了した旨を1週間掲載した後に削除。
回収終了報告書の記載項目			1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収された食品等の保管場所及び処分の方法 5 処分等を行う予定時期 6 担当者所属部署及び担当者名			1 回収された食品等の商品名(名称) 2 回収終了年月日 3 回収された食品等の数量 4 回収に至った原因 5 再発防止のために講じた措置 6 回収された食品等の保管場所及び処分等の方法 7 廃棄処分等を行う実施時期 8 担当者所属部署及び担当者名	
回収終了後の措置			府内において措置を行う場合には、保健所等が立ち会う等して確認を行う。府外に集められた場合には伝票・証明書等でその旨を確認す				
出典			http://www.pref.osaka.jp/shokuhin/jisyuka/isyu/jishukaishu.html			http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anken/eisei/syokuhin-jisyukaisyu.html	

府県による食品の自主回収

※出展：都道府県のホームページ

	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	さいたま市	静岡市	宇都宮市	新潟市	前橋市
自主回収報告を義務化している自治体	●	●		●	●		●	●	●		●	●	
制度の趣旨	自主回収情報を迅速に収集し適切に公表していくことで、食品による健康被害を未然に防止し、迅速な回収を促進することを目的とした制度です。												
対象となる食品等の範囲	・食品(すべての飲食物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)) ・添加物(食品衛生法第4条第2項) ・器具(食品衛生法第4条第4項) ・容器包装(食品衛生法第4条第5項)												
特定事業者(誰に報告を求めるか)	県内に事業所または事務所がある食品関連事業者 ・食品等の製造者、輸入者、加工者及びその団体 ・製造者の製造所固有記号に係る記号 ・商品に自社(自店)名を冠する販売者(プライベートブランド商品) ・農林水産物の生産者及びその団体など												
報告が義務づけられる回収事由	・食品衛生法違反またはそのおそれがある食品を自主的に回収する場合 (例外) ・食品表示の違反の場合(保存方法、期限表示、アレルギー物質を含む旨以外の表示違反) ・地域限定商品など、山口県内に流通していないことが明らかな場合 ・出荷した商品が店頭で陳列される前の場合など、消費者に販売されていないことが明らかな場合 ・自ら生産し、または輸入した食品を卸売をすることなく直接消費者に販売する場合												
公表場所	山口県のホームページ												
公表内容	ア 回収する食品の名称 イ 回収する食品を特定するための情報(形態、容量、期限表示、製造番号等) ウ 回収を開始した年月日 エ 生産等が行われた事業所の名称及び所在地 オ 回収の理由 カ 回収方法及び問い合わせ先等 キ 想定される健康への影響 ク 回収を行う事務所又は事業所 (※報告書への記載項目)												
掲載期間													
回収終了報告書の記載項目	1 回収に着手した旨の報告をした年月日 2 回収した食品の名称 3 回収の措置を終了した年月日 4 回収した食品の数量 5 食品衛生法の規定に違反し、又は違反したおそれがある事実及びその発生の原因 6 回収した食品の保管場所及び処分、利用等の方法												
回収終了後の措置													
出典	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cm/s/a15300/kaishu/houkokuseido.html												